

軽減税率

とは

10月1日から、消費税に特定品目の課税率を、他の品目に比べて低く定める軽減税率が設けられます。

軽減税率は主に、低所得者対策として食料品や新聞などが軽減税率（複数税率）の対象品目となり、税率は8パーセントのまま据え置かれることになっています。

8

%

消費税軽減税率
対象品目について



10

%

軽減税率の 対象品目 っていったい何？

対象品目は、「酒類」「外食」「医薬品」「ケータリング・出張料理等」を除く飲料食品、定期購読（週2回以上発行）の契約をした新聞等が盛り込まれています。

軽減税率
対象品目

外食にあたらぬ軽減税率
8%となる事例



- 牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト
- そば屋の出前
- 屋台の軽食
(テーブル・椅子等の飲食設備がない場合)
- 寿司屋の「お土産」
- 有料老人ホーム等での食事の提供
- コンビニの弁当・惣菜
(イートイン・コーナーのある場合であっても持ち帰りとして販売される場合は「軽減」)

軽減税率
対象外

外食にあたる標準税率
10%となる事例



- レストランやそば屋、寿司屋などでの「店内飲食」
- ケータリング・出張料理等
- コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品
(例：トレイに載せて全席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)

Q&A



Q カフェでテイクアウト用にコーヒーを注文したけど、やっぱり席について飲食したら軽減税率対象？

A レジでお会計をする際に、イートインorテイクアウトを確認し、イートインであれば10%となり、テイクアウトであれば8%となります。

Q 『栄養ドリンク』は軽減税率対象？

A 『栄養ドリンク』は、「医薬品」「医薬部外品」と記載されていない場合は軽減税率の対象となります。

Q おまけ付きお菓子は軽減税率対象？

A おまけ付きお菓子(一体型商品)は、「税抜1万円未満」で「飲食料品価格の占める割合が2/3以上」なら、軽減税率の対象となります。

いよいよ10月1日から消費税が増税され、一部品目には軽減税率が適用されます。